

羽保高第 323 号

平成23年 4月25日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

通所リハビリテーション事業所 管理者 様

羽曳野市保健福祉部保険健康室

高年介護課長

**通所リハビリテーションにおける短期集中リハビリテーション実施加算及び
個別リハビリテーション実施加算の取扱いについて（通知）**

平素は本市の高齢者保健福祉行政及び介護保険事業の円滑な推進にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、事業所よりその取扱いに関する問い合わせがありましたので、下記のとおり取扱いについての内容を取りまとめました。事業所内におかれましても周知を図っていただき、適切なサービス提供をお願いします。

記

1. 介護報酬算定基準

(1) 短期集中リハビリテーション実施加算

イ...退院（所）日又は認定日から起算して1月以内の期間に、1週につき概ね2回以上、1回当たり40分以上の個別リハビリテーションを行った場合

280単位

ロ...退院（所）日又は認定日から起算して1月を超え3月以内の期間に、1週につき概ね2回以上、1回当たり20分以上の個別リハビリテーションを行った場合

140単位

(2) 個別リハビリテーション実施加算

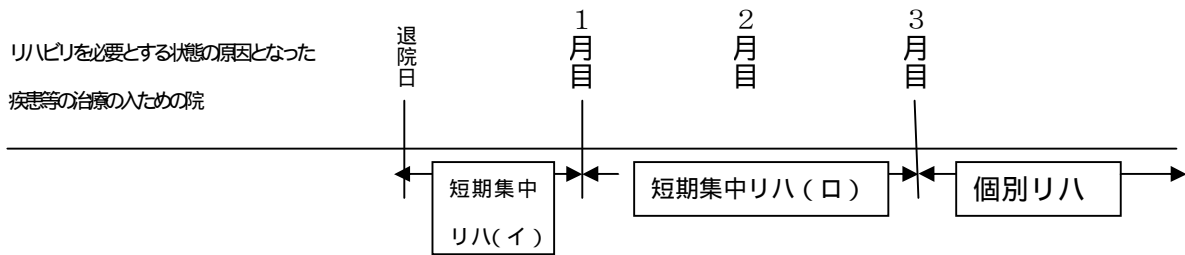
退院（所）日又は認定日から起算して3月を超える期間に個別リハビリテーションを行った場合（月に13回を限度）

80単位

***用語の定義**

退院（所）日...利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院若しくは診療所若しくは介護保健施設から退院若しくは退所した日

認 定 日 ...法第27条第1項に規定する要介護認定を受けた日



【短期集中リハビリテーション実施加算に関する Q&A】

1	医療機関等から退院した場合、必ず短期集中リハビリテーション実施加算の対象となるか。	対象となるのは、利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院等をした病院等からの退院の場合であるため、利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となる疾患等の治療等のための入院でない場合は対象とはならない。
2	リハビリテーションを必要とする疾患等の治療等のための入院であったが、退院後、利用者の状況等から40分以上のリハビリテーションを行うことが困難であったため、短時間の個別リハビリテーションを行うこととなった。この場合、個別リハビリテーション実施加算は算定できるか。	退院日から起算して、1月以内の期間は「1週に概ね2回以上、1回当たり40分以上」、1月を超え3月以内の期間は「1週につき概ね2回以上、1回当たり20分以上」の個別リハビリテーションを行う必要があり、その場合に短期集中リハビリテーション実施加算の算定が可能となる。したがって退院後3月以内においては、個別リハビリテーションを行ったからといって、個別リハビリテーション実施加算は算定できない。個別リハビリテーション実施加算については、退院後3月を超えてからの算定となる。
3	脳血管疾患で入院し、退院後に短期集中リハビリテーションを行い、3月を超えたので個別リハビリテーションを行っていた利用者が、白内障の手術のため入院した。退院後も、以前のように個別リハビリテーションを行う必要があるのだが、算定はどのようになるのか。	リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療のために入院をした病院等からの退院日が起算日となるため、脳血管疾患で入院した病院等の退院日が起算日となる。白内障の手術のために入院した病院等の退院後に、必要性があって個別リハビリテーションを行う場合は、起算日より3月を超えているため、個別リハビリテーション実施加算を算定して差し支えない。
4	退院(所)日又は認定日から起算してとあるが、認定日とは、更新申請や区分変更申請の認定日も対象となるのか。	新規申請に係る認定のことであり、更新申請や区分変更申請に係る認定は含まない。ただし、要支援者が、区分変更申請をした結果、要介護1以上と認定された場合は含まれる。